

呉市監査基準の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）の一部改正に伴い、監査委員が定め、公表することとされた監査基準について、総務省から示された指針を踏まえ、呉市監査基準を全部改正し、公表しますので報告します。

1 呉市監査基準策定、公表の背景

平成29年6月に法が一部改正され、地方公共団体における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため、監査制度の充実強化などの規定の整備がされました。

これに伴い、これまで各地方公共団体において、任意に監査基準※を定め、又は各監査委員の裁量により行っていた監査について、令和2年4月1日以降は、監査機能を充実し、監査結果の信頼性をより高めるため、地方公共団体共通の統一的な監査基準を定め、公表し、当該監査基準に従った監査を実施することが義務づけられます。

※ 監査基準：法、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の規定に基づいて監査委員が行う監査、審査及び検査の実施、報告等に関して、監査委員のよるべき基本事項を定めるとともに、議会及び市長又は関係する行政委員会等との関係について、必要な事項を定めたもの

2 呉市監査基準策定までの経緯

監査委員が従うこととされた監査基準の策定については、法の改正により総務大臣が指針を示すとともに必要な助言を行うものとされ、総務省からの通知「監査基準について総務大臣が示す指針の策定について（平成31年総行行第110号総務省自治行政局長通知）」の中で基本原則を規定した監査基準（案）が示されました。

呉市ではこれまで、全国都市監査委員会が策定した都市監査基準に準拠して「呉市監査基準」を定めていましたが、総務省の監査基準（案）を基に呉市の実情を反映させ、基準の全部改正を行うこととしました。

3 全部改正後の呉市監査基準（案）の概要

総則的な基準（第1条～第8条）

- 監査委員が行うこととされている監査，検査，審査その他の行為の目的
- 監査等の範囲及び目的
- 独立性，専門性，質の管理 等

【この基準における監査等の範囲及び目的（第3条）】

- 監査等の目的を監査等の種類ごとに規定
※「監査等」とは，次に掲げるもの
財務監査，行政監査，財政援助団体等監査，決算審査，例月出納検査，基金運用審査及び健全化判断比率等審査

実施に関する基準（第9条～第16条）

- 監査計画の策定
- リスクの識別，評価及び対応
- 監査等の実施手続，証拠入手
- 各種の監査等の連携及び調整 等

【監査計画（第9条）】

- 監査委員は，監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう，リスク（組織目的の達成を阻害する要因）の内容及び程度，過去の監査結果，監査結果の措置状況，監査資源等を総合的に勘案し，監査計画を策定

【リスクの識別と対応（第10条）】

- 監査委員は，監査等の対象のリスクを識別し，そのリスクの内容及び程度を検討した上で，監査等を実施

報告に関する基準（第17条～第21条）

- 監査等の結果に関する報告等の作成及び提出並びに勧告（法改正により創設）
- 監査等の結果に関する報告等の記載事項
- 監査委員の合議による事項
- 監査の結果に関する報告等の公表
- 措置状況の公表等

【報告等の作成及び提出（第17条）】

- 監査等の結果に関する報告において，特に措置を講じる必要があると認める事項への勧告について規定

【報告等への記載事項（第18条）】

- 報告等に記載する事項を統一化し，監査等の種類ごとに，監査等の結果として記載する事項を規定

4 今後の予定

令和2年4月1日

- 議会，市長等に呉市監査基準を通知
- 呉市監査基準を公表（市役所掲示場及び市役所支所掲示場への掲示並びに呉市ホームページへの掲載）